

〔論文〕

「区有文書」からみた昭和初期の耕地の生活（財政）について —長野県安曇野市真々部区を中心に—

黒崎 八洲次良

キーワード：耕地、生活（財政）、昭和初期

はじめに

今日の真々部区は、近世には松本藩成相組真々部村であり、明治6年筑摩県南第十大区二小区信濃国安曇郡真々部村となった。この二小区は飯田、小海渡、熊倉、中曾根および真々部の五ヶ村からなり、同7年10月22日付の県の合併命令により高家村となった。以後、諸村は耕地と称していた。真々部耕地は町通、殿村、上真々部、中村、田中などの諸集落からなり、さらに梓橋町が加わるが、近年にいたるまで町通、殿村・田中、上真々部・梓橋町、中村などの四か区域とされることが多かった。また町通および殿村をあわせて真々部本郷と称したという⁽¹⁾。

大正3年7月から同7年11月におよぶ第一次世界大戦、同9年1月から6月までのパリ講和会議とヴェルサイユ条約調印があり、他方、同7年7月富山県にはじまり1道3府37県の369ヶ所での米騒動があった。同12年9月1日の関東大震災からモラトリアムと震災手形問題、昭和2年3月におこる昭和金融恐慌と第16回衆議院総選挙の際から普通選挙の施行、同4年10月の合衆国の株価大暴落にはじまる世界恐慌、同6年9月から8年5月の満州事変と満州国成立や国際連盟離脱、同11年2月の二・

KUROSAKI, Yasujiro 本学社会学部元教授、信州大学名誉教授

二六事件などの国の内外での大事件や大問題が推移するなかで真々部耕地がどのような営みをしてきたのか。⁽²⁾

耕地は大正8年前半期に戸数割が本戸・半戸の区別なく一本化し、祭典戸数割が209戸に割付けられ、通常戸数割が220戸に割付けられることになる。昭和2年9月の耕地氏子集会で高家村村長と受持巡査両氏の提案と仲裁により、新たに11戸の祭典の参加を認め、祭典費と通常費が一本化した戸数割が定められる。さらに同6年度後半期には各戸への耕地費の賦課が戸数割・飲水面割・地租割・用水反別割の4科目に整理され、昭和8年度の「歳計予算表」から歳入と歳出が区費・神社費・用水費の3科目から構成され、耕地費が年度ごとに予算・決算がなされるようになる。

この間に昭和3年度には御大典記念事業がいとなまれ、他方、10か年計画の積立籾・銭がたてられ、各戸の積立が耕地の22個の号組ごとにまとめられる。さらに同9年には狛犬と寄藤先生頌徳碑の建設がなされ、同11年には村社真々部諏訪神社の社殿改修とそれにとまなう式年遷宮という大事業がなされている。⁽³⁾

耕地のこれらの営みを、これまでと同様おもに「区有文書」から観察する。また、とくにことわらないかぎり、ここでの資料は「区有文書」である。

1. 「収納原簿」の賦課項目、賦課戸数および賦課金額について

大正10年度から昭和11年度のあいだの閲覧可能な「収納原簿」を通じて耕地の生活（財政）をみる（表1）。

飲水面割は昭和6年度後期から改良工事呑面割となり、用水費は用水反別割となる。さらに地租割は同7年度前期より賃貸価格割となった。墓地管理人給は、住民のうち耕地内に墓地を有する戸に大正13年度まで賦課されたが、同15年度以降「収納原簿」には記録されていない。改良面割は大正15年度後期のみ記録される。飲水面割が関係用水堰に結びつくのであったから、用水費に含まれる。土地改良事業が用水堰の改修・改善・整理を主としたので、昭和6年度後期には前述のように改良工事呑面割とされたのであろう。

戸数割は耕地の公民権を有する戸に、飲水面割は耕地で生活用水を必要とする戸に賦課されたとすれば、被賦課戸が耕地の構成員であり、現住戸とみなされる。

戸数割は大正10年の244戸から昭和11年の229戸へといくらかの増減をしながら減少してきた。飲水面割もそれとほぼ同様に推移している。大正15年の改良面割が230戸に賦課されたが、それは現住戸が生活用水を用水堰から得ていたことを示すものであろう。

地租割は昭和8年の153戸から昭和6年の169戸のあいだを推移した。用水費は土地所有戸のうち水田を所有する戸に賦課されたが、それは大正15年の152戸を最高とし、昭和11年の129戸へと漸減した。そして土地所有戸のうち水田を所有しない戸が昭和8年の25戸から同11年の30戸のあいだを推移した。

また、協議費賦課が240戸から257戸を推移するが、このうち戸数割が賦課されない戸が5戸から18戸のあいだを推移した。

入作とは他耕地の真々部地籍に土地を所有する戸であり、地租割が賦課された。それが大正10年の44戸から昭和11年の115戸へといくらかの増減をみせながらも2倍以上も増加した。このうち水田を所有する戸に用水費が賦課され、大正10年の34戸から昭和11年90戸へと激増している。そして、入作のなかに10戸から29戸の水田を所有していない戸があった。

表1 耕地費の賦課戸数 大正10～昭和11年度

耕地	大正10年	15年	昭和2年	6年	7年	8年	9年	11年
戸数割	244	231	241	238	234	238	236	229
飲水面割	244	231	241	238	234	240	236	231
墓地管理人給	161							
改良面割		230						
地租割	155	160	167	169	167	153	162	159
協議費	257	240	255	256	253	243	251	242
用水費	128	152	141	142	139	128	134	129
耕地費	257	240	255	256	253	243	251	242
入作								
改良面割		2						
地租割	44	57	53	83	95	113	109	115
協議費	44	57	53	83	95	113	109	115
用水費	34	42	41	57	66	85	81	90
耕地費	44	57	53	83	95	113	109	115

大正10、昭和2、同9年、同11年の各年度は前期、他は後期である。

前稿にならって閲覧可能な「収納原簿」から協議費をとりあげ、科目別の金額を耕地と入作ごとにまとめてみた。昭和11年度までをとりあげ表2を用意した。なお、銭未満は四捨五入した。

表2 協議費の科目別額（円）、構成比および増減指数 大正10～昭和7年

		大正10年		15年	昭和2年		6年	7年
		前期	後期	後期	前期	後期	後期	後期
耕地	戸数割	190.15	244.58	340.49	390.81	444.55	205.74	138.20
	飲水面割	24.40	24.00	69.90	72.30	72.60	118.25	116.00
	墓地管理人給	0.81	0.79					
	改良面割			114.90				
	地租割	387.63	308.50	449.03	511.44	405.26	392.29	310.95
計		602.99	577.87	974.32	974.55	922.41	716.28	565.15
入作	改良面割			1.66				
	地租割	125.01	109.37	192.63	190.74	135.91	187.00	164.29
	協議費	728.00	687.25	1168.61	1165.29	1058.32	903.28	729.44
協議費を100とする構成比								
耕地	戸数割	26.1	35.6	29.1	33.5	42.0	22.8	18.9
	飲水面割	3.4	3.5	6.0	6.2	6.9	13.1	15.9
	地租割	53.2	44.9	38.4	43.9	38.3	43.4	42.6
	計	82.8	84.1	83.4	83.6	87.2	79.3	77.5
入作	地租割	17.2	15.9	16.5	16.4	12.8	20.7	22.5
	協議費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大正10年前期を100とする指数								
耕地	戸数割	100.0	128.6	179.1	205.5	233.8	108.2	72.7
	飲水面割	100.0	98.4	286.5	296.3	297.5	484.6	475.4
	地租割	100.0	79.6	115.8	131.9	104.5	101.2	80.2
	計	100.0	95.8	161.6	161.6	153.0	118.8	93.7
入作	地租割	100.0	87.5	154.1	152.6	108.7	149.6	131.4
	協議費	100.0	94.4	160.5	160.1	145.4	124.1	100.2

この協議費は「歳計予算表」の区費と神社費からなるものであり、飲水面割（呑面割）は用水費に含まれる。それが現住各戸に賦課され、耕地での公民権をしめすともみられるので、掲載した。

戸数割は、村社真々部諏訪神社の例祭が後期に営まれるので、前期より後期のそれがより多額のようなのである。それが昭和8年後期の106円60銭から昭和2年後期の444円55銭のあいだを推移した。賦課戸数は8年が234戸、2年が241戸である（表1）。飲水面割は大正10年後期の24円から昭和6年後期の118円25銭へと増加傾

向にある。それは主として土地改良事業の展開にともない、1戸の賦課額が大正10年前半期の10銭、同13年前半期の30銭、昭和6年の後期の50銭と増額されたことによる。地租割は、耕地の大正10年後期の308円50銭から昭和11年前期の636円30銭のあいだを推移し、同じく入作は大正10年後期の109円37銭から昭和11年前期の456円82銭のあいだを推移した。以上を合計した協議費が昭和8年後期の590円84銭から同11年前期の1613円97銭を推移する。

協議費を100とする各期の構成比はどうか。戸数割は昭和9年前期の17.5から昭和2年後期の42.0のあいだを推移し、飲水面割は昭和7年後期の15.9を頂点としている。耕地の地租割は昭和8年後期の34.5から大正10年前期の53.2のあいだを推移し、入作のそれは昭和2年後期の12.8から同8年後期の36.3のあいだを推移する。とくに昭和8年後期以降は25.0以上を維持している。

表2-1 協議費の科目別額（円）、構成比および増減指数 昭和8～11年

		昭和8年		昭和9年		昭和11年	
		後期	前期	後期	前期	後期	
耕地	戸数割	106.00	198.50	155.40	406.35	273.17	
	飲水面割	66.00	116.75	117.75	114.50	115.75	
	墓地管理人給						
	改良面割						
	地租割	203.94	366.50	378.60	636.30	484.55	
	計	376.54	681.75	651.75	1157.15	873.47	
入作	改良面割						
	地租割	214.30	236.29	234.32	456.82	353.44	
	協議費	590.84	918.04	886.7	1913.97	1226.91	
協議費を100とする構成比							
耕地	戸数割	18.0	21.6	17.5	25.2	22.3	
	飲水面割	11.2	12.7	13.3	7.1	9.4	
	地租割	34.5	39.9	42.7	39.4	39.5	
	計	63.7	74.3	73.6	71.7	71.2	
入作	地租割	36.3	25.7	26.4	28.3	28.8	
	協議費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
大正10年前期を100とする指数							
耕地	戸数割	56.1	104.4	81.7	213.7	143.7	
	飲水面割	270.5	478.5	482.6	469.3	474.4	
	地租割	52.6	94.5	97.7	164.2	125.0	
	計	62.4	113.1	108.1	191.9	144.9	
入作	地租割	171.4	189.0	187.4	365.4	282.7	
	協議費	81.2	126.1	121.7	221.7	168.5	

閲覧可能な各年度前期および後期の「収納原簿」による。

協議費に占める耕地の負担は昭和8年後期の63.7から同2年後期の87.2のあいだを推移する。そして耕地と入作の地租割の合計は昭和2年後期の51.1から同8年後期の70.8のあいだを推移する。これは協議費の51.1%から70.8%が真々部地籍に有租地を所有するものに賦課されたことをしめす。大正10年前期を100とする指数はどうか。戸数割は昭和8年後期の56.1から同2年後期の233.8のあいだを推移した。飲水面割は大正10年後期の98.4から昭和6年後期の484.6のあいだを推移するが、同9年と11年の前後期ともに450以上である。耕地の地租割は昭和8年後期の52.6を底として同11年前期の164.2におよぶ。入作の地租割は大正10年後期の87.5を底に昭和11年前期の365.4を頂点とし、とくに昭和8年後期以降は170以上を維持している。協議費は昭和8年後期の81.2を底とし同11年前期の221.7を頂点としている。

これから、耕地の財政が窮迫していたのは昭和6年から8年にわたるとみられる。さて、村社真々部諏訪神社は明治42年度から年度ごとの歳入歳出の予算と決算をおこなっていた。これによると、5斗4升入りの粃米1俵の見積もりが大正15年に10円であったが、昭和4年に7円50銭、同5年に7円、6年に4円50銭、7年に5円50銭、8年に6円10銭とあった。したがってこの財政窮迫は同5年から8年の米価の暴落によるところが大きいと思われる。⁽⁴⁾

2. 各年度の「決算報告書」からみた耕地の生活（財政）について

閲覧可能な「決算帳」によって表3を用意した。賦課総額はほぼ年度の前半期が後半期よりも多額であり、大正10年後半期の912円余から昭和2年前半期の2607円余を推移する。内訳をみると中萱堰割が大正10年後半期の63円余から15年後半期の819円余、真鳥羽堰割が同10年後半期の93円余から同11年前半期の895円余をそれぞれ推移する。これらの両堰が、耕地にとって、稲作と生活の両面にわたる重要な用水であり、10年後半期と昭和2年後半期を除くと、堰割が賦課総額の60%前後をしめている。

地租割は大正10年後半期の389円余から昭和2年前半期の656円余を推移し、賦課総額の17.9%から42.7%をしめる。祭典戸数割は大正11年前半期の74円余から昭和2年後半期の411円余を推移し、賦課総額の3.1%から32.4%をしめ、例祭の施

行との関わりにより前半期よりも後半期が多額となるようである。他方、通常戸数割は大正10年後半期の8円余から昭和2年前半期の152円余と推移し、賦課総額の0.8%から5.8%をしめる。

表3 各年度の決算報告からみた耕地の財政、単位：円

大正10年、11年、15年および昭和2年

	大正10年		11年		15年	昭和2年	
	前半期	後半期	前半期	後半期	後半期	前半期	後半期
賦課総額	1960.25	912.68	2361.80	2160.18	2358.48	2607.63	2211.12
地租割	474.76	389.56	421.59	502.63	434.30	656.33	510.69
中萱堰割	480.05	63.00	845.37	664.63	819.67	788.72	397.99
真鳥羽堰割	547.57	93.19	895.74	599.91	686.52	814.89	366.59
祭典戸数割	95.57	231.72	74.23	347.75	223.42	125.81	411.32
通常戸数割	74.82	8.37	97.43	17.52	124.17	152.54	
庄野堰割	6.01	3.04	3.68	4.16	5.37	4.24	2.59
中萱堰呑面	14.00	16.00	16.00	160.00	45.00	45.00	
真鳥羽堰呑面	6.70	7.80	7.80	7.60	20.10	24.00	
墓地管理人給	0.75						
実収総額	1758.08	925.81	2413.25	2182.49	2335.63	2608.99	

昭和2年後半期は改良工事別割りの中萱堰316円55銭、真鳥羽堰205円39銭を含む。

実収総額は大正10年後半期の925円余から昭和2年前半期の2608円余を推移し、大正11年の前後半期以後の各期はいずれも2100円以上となり、大正15年後半期のみが赤字で、他の各期はいくらかの過剰をしめす。

大正10年前半期を100として各期の指数をみると、賦課総額が同10年後半期の54.0から昭和2年前半期の154.3、地租割が同10年後半期の82.1から昭和2年前半期の138.2、中萱堰割が同10年後半期の13.1から同11年前半期の176.1、真鳥羽堰割も同期に17.0から163.3、祭典戸数割が同11年前半期の77.7から昭和2年後半期の430.4、通常戸数割が同10年後半期の11.2から昭和2年前半期の203.9をそれぞれ推移している。ここで注意されるのは呑面割である。中萱堰と真鳥羽堰は昭和2年前半期には321.4と358.2となっている。

	大正10年		11年		15年	昭和2年	
	前半期	後半期	前半期	後半期	後半期	前半期	後半期
	賦課総額を100とする構成比						
賦課総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地租割	28.1	42.7	17.9	23.3	18.4	25.2	23.1
中萱堰割	28.4	6.9	35.8	30.8	34.8	30.2	18.0
真鳥羽堰割	32.4	10.2	37.9	27.8	29.1	31.3	16.6
祭典戸数割	5.7	25.4	3.1	16.1	9.5	4.8	18.6
通常戸数割	4.4	0.9	4.1	0.8	5.3	5.8	
庄野堰割	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	
中萱堰呑面	0.8	1.8	0.7	0.7	1.9	1.7	14.3
真鳥羽堰呑面	0.4	0.9	0.3	0.4	0.9	0.9	9.3
墓地管理人給	0.0						
実収総額	104.0	101.4	102.2	101.0	99.0	100.1	100.4
	大正10年前半期を100とする各項目の指数						
賦課総額	100.0	54	139.7	127.8	139.5	154.3	130.8
地租割	100.0	82.1	88.8	105.9	91.5	138.2	107.6
中萱堰割	100.0	13.1	176.1	138.5	170.7	164.3	82.9
真鳥羽堰割	100.0	17.0	163.6	109.6	125.4	148.8	66.9
祭典戸数割	100.0	242.5	77.7	363.9	233.8	131.6	430.4
通常戸数割	100.0	11.2	130.2	23.4	166.0	203.9	
庄野堰割	100.0	50.6	61.1	69.1	89.4	70.5	43.1
中萱堰呑面	100.0	114.3	114.3	114.3	321.4	321.4	
真鳥羽堰呑面	100.0	116.4	116.4	113.4	300.0	358.2	
墓地管理人給	100.0						
実収総額	100.0	52.7	137.3	124.1	132.9	148.4	126.3

3. 大正10年度の耕地の生活（財政）について

総地租割 前半期には惣代と小使の給料合計96円60銭、青年会への菓子代を含む野鼠駆除諸費用32円70銭、耕地内の7か所の橋修繕諸費37円79銭、木炭7俵代21円50銭、傳馬料15回分5円95銭、兵士帰郷の際の費用6円15銭、祭典費の四分66円91銭8、農商務技師出張の際の接待1円08銭、土地異動調査諸費5円などがおもなもので474円90銭5厘が計上され、取替金利子5円95銭が含まれている。

この時の総地租金が2736円22銭、うち18.4%弱の502円93銭が入作分である。なお、入作への賦課が地租割分10円と祭典費割分15円が加重されるので、一般割の地租金1円につき17銭3厘5毛強に対し、入作のそれは22銭3厘3毛強となった。

後半期には惣代と小使の給料合計64円40銭、耕地内の4か所の橋修繕諸費11円

80銭、軍服一着代の内5分の5円、兵士送迎旗4本分・旗竿4本・旗持傳馬4回分・兵士送迎の際費、兵士送迎費3回分酒肴料、兵士出発の際酒一升するめ一把など計33円01銭、集会所屋根替費60円、同電気料3円、土地台帳調整費1円50銭、地主総代実費3円、帳簿検査の際酒代12円10銭、祭典費のうち4分172円67銭などが主なもので404円52銭が計上された。これから前半期の過剰金と他町村（入作）賦課の14円96銭4厘を差引き、389円55銭6厘が総地租額へ賦課される。

したがって一般割は地租金1円につき金14銭2厘3毛強となる。入作のそれは一般割に前半期と同様の加算から地租金1円につき19銭2厘1毛となる。

祭典費 閲覧可能な文書が後半期のみである。まず、後半期の神官給料30円・宮番給料3円がある。祭典費120円と共親社への酒料10円、例祭諸費として賄料50円・燈籠修繕料新調共60円25銭・六燈籠注文の節実費5円50銭、角灯籠道燈籠長燈籠修繕新調共2円30銭・旧社切新社切修繕塗貨共15円・本モス紅白幕壹張16円40銭・小太鼓一個張替賃10円・学校生徒へ賞与鉛筆170本代2円50銭・七五三縄代3円・取片付け賃2円50銭・祭典中の電灯50燭3ヶ所取付けと電灯料2円46銭・補助神官への謝礼6円・堅炭1俵2円30銭・転馬2日分など国祭3回分2円40銭とがある。そして風祭り諸費として供物紙代2円48銭・耕地境立札や転馬1円30銭・酒代2斗7升29円70銭・薪代60銭・するめ5把1円60銭・傳馬1円などがある。さらに舞台庫屋根葺費用74円36銭5厘が加わり、その他の諸費を合計すると510円79銭5厘となった。

さて、明治42年の無格社五社の村社への統合以降、耕地は着々と神社の基本財産の造成に勤めてきた。この期には年貢9斗4升代16円53銭と畑年貢3円90銭、各種公債利子55円87銭、電灯料過剰金その他の合計79円12銭の財産収入があった。これを上記の費用から差引くと431円67銭5厘となる。この6分が戸数割賦課分の259円5厘、さらに前半期戸数割過剰金12円28銭5厘と他町村（入作）賦課分15円を差引くと231円72銭となる。これを224戸に割ると1戸につき金1円03銭5厘となる。

通常戸数割 後半期には小使給料4分のうち2分5円60銭、軍服一着代のうち5分の5円、衛生施行の際費用3円50銭、結核予防検診の際茶菓代40銭などの計14円50銭となる。これから前半期の過剰金6円10銭8厘を差引くと8円37銭2厘となり、235戸に割ると壹戸につき金3銭6厘となり、祭典費と通常戸数割の両者が賦課される

224戸は耆戸につき金1円07銭1厘となった。

表4 耕地の社会構成 大正10 年前半期

	協議費	地租割なし	地租割あり	用水費あり	用水費なし
戸数割あり	244	101	143	119	24
戸数割なし	13	1	12	9	3
耕地	257	102	155	128	27
入作	44		44	34	10
計	301		199	162	37

「大正十年前半期 収納原簿 真々部耕地」による。

表5 地租額階層別戸数

単位：円	耕地	入作	計
～ 5.0	57	18	75
～ 10.0	34	10	44
～ 20.0	26	9	35
～ 30.0	20	4	24
～ 40.0	8	1	9
～ 50.0	2		2
～ 70.0	6	1	7
～ 100.0	1		1
～ 170.0	1	1	2
計	155	44	199
総額	2234.2	559.84	2794.04
平均	14.41	12.72	
最高	163.58	164.42	164.42
最小	0.01	0.26	0.01

「大正十年前半期 収納原簿 真々部耕地」の地租額から推計した。

表6 所有水田反別階層別戸数

単位：円	耕地	入作	計
～ 3.0	43	11	54
～ 5.0	21	8	29
～ 7.0	14	4	18
～ 10.0	14	5	19
～ 15.0	9	1	10
～ 20.0	9	2	11
～ 50.0	17	2	19
～ 60.0	1		1
～ 80.0			
～ 100.0		1	1
計	128	34	162
反別計	1161.8	306.8	1468.7
平均	9.08	9.02	9.07
最大	58.39	92.65	92.65
最小	0.19	0.68	0.19

各用水堰の反別割からの推計による。

「前半期 収納原簿」からみた耕地の社会構成 戸数割、地租割および用水費をとりあげて耕地の社会構成、地租割額階層および水田所有反別階層をみるために表4、表5および表6を用意した。

表4をみよう。協議費を賦課されるのは耕地257戸と入作44戸、計301戸である。耕地の257戸のうち戸数割が244戸に賦課され、13戸に賦課されない。この257戸

のうち地租割が賦課されない、耕地地籍に土地を所有しないのは102戸、257戸の40%弱をしめ、土地を所有するのは155戸、60%強となる。155戸のうち用水費の賦課されるのは128戸で土地所有者の82.6%となる。したがって耕地の協議費賦課257戸の49.8%が水田所有者となる。

戸数割賦課なしの13戸のうち、1戸は地租割なしであり、墓地管理人給のみが賦課され、地租割ありの12戸のうち6戸が墓地管理人給を負担する。他の6戸のうち1戸が耕地の寺院の住職である。それを除く12戸はいずれも呑水面割を負担していないが、これらは大正10年前半期には耕地外に居住していたと思われる。

前半期の協議費は728円余であり、この70.4%が地租割によっていた（表2）。地租割から推計した地租額階層別戸数をみたのが表5である。耕地の155戸のうち5円未満が58戸、10円未満が34戸、両方で92戸、総数156戸の6割弱をしめる、他方50円以上が8戸あり、最高が163円余、最小が1銭であった。入作も10円未満が28戸で総戸数44戸の6割強をしめ、50円以上が2戸あり、最高が164円余、最小が26銭であった。このように、それぞれの土地所有戸が耕地財政の基本的なでない手であった。

表6は各用水堰の反別割から推計した所有水田反別の階層別戸数をしめす。戸数割賦課の244戸のうち半数以上の125戸が水田無所有である。自作するとすれば飯米自給可能とみなされる3反歩未満層に耕地の42戸、水田所有128戸の32.8%をしめる。他方、自作上層以上とみなされる1町5反歩以上層に耕地の28戸があり、貸付地をもつと見られるのは2町歩以上層の19戸とみられる。最大が5町8反歩余、最小が0.19反、すなわち、2畝歩未満となる。入作では、3反歩未満層に11戸、1町5反歩以上層に6戸あるが、最大が9町2反歩余で最小が0.68反、すなわち7畝歩未満となる。それぞれの所有水田反別は、地籍内外の出入作をみなければ、十分な意味付けはむずかしい。しかし、耕地地籍の所有各戸が農業用水はもちろん生活用水の維持管理のおもなでない手であったと思われる。

4. 大正11年度から同14年度の耕地の生活（財政）について

この4年間は各年度の「収入原簿」の閲覧が全くできなかつたり、あるいはその一部のみが可能であつたりである。そこからいくつかをあげておく。

「大正十一年 地租賦課帳 前半期 真々部耕地」は惣代と小使給料、耕地内の道普請と橋修繕、野鼠駆除、土地調査、諸集会・連絡・耕地事務などのほかに「五十連隊接待費の六分」などがある。五十連隊は松本市を駐屯地としていた。

「大正十二年 祭典費通常戸数割賦課帳 前半期 真々部耕地」には神官給料5分、年越し松飾り費用、国祭供物費用8回、諸税1月より7月まで、電灯料1月より7月まで、年度予算作成、南安郡役所にて各村氏子惣代協議会、社務所備品・事務用品・その他などのほかに斎田経営諸費（斎田周囲標柱、苗圃地拵え、肥料、水掛け、御祓供物、田植え、地所買入諸掛りなど）である。さらに境内への檜苗植林である。その費用合計が397円08銭5厘、戸数割分の6分が238円25銭1厘、それから入作分15円を差引くと223円25銭1厘、220戸で割り1戸につき金1円01銭5厘となる。

通常戸数割は衛生費の5分、北沢山林組合費、臨時衛生費、トラホーム検診、兵士2名の送別などで67円04銭、これも220戸で割り、1戸につき金34銭6厘強とあった。祭典費は220戸に賦課され、通常戸数割が231戸に賦課されている。

「大正拾貳年 祭典費割帳 後半期 真々部耕地」には神官給料5分に始まり共親社へ渡す祭典費と御酒料の216円66銭、例祭と宵祭の諸費用20件・157円49銭5厘、神社庭園と境内植木手入れ諸費18円85銭、電灯料8月より12月までの15円50銭、風祭諸費37円77銭、斎田収穫諸費6円15銭などその他をあわせて575円76銭52とある。また年貢粃9斗5升・14円85銭、桑畑年貢3円98銭、国公債利子99円07銭、斎田収穫粃38貫700匁・22円67銭、神明社正遷宮式使用物品払い物代11円87銭などその他を合わせた神社財産収入が154円06銭と記録された。

「大正拾二年 地租賦課帳 後半期 真々部耕地」には惣代給料4分・42円、小使給料4分の内8分・22円40銭をはじめとし、耕地内の橋修繕と道普請13件・38円82銭、震災の節のゾウリブクロ十三個、青年会・婦人会・軍人会打合せ、荷造り運送代などの20円61銭、入営兵士の軍服帽子、送別の旗、酒肴料など29円、祭典費4分・239円48銭6厘などに傳馬、事務用品、茶、郡役所への出張、帳簿検査、その他を合わせると498円64銭6厘となる。これから入作への地租賦課15円と前半期過剰1円10銭を差引くと482円54銭6厘、それを総地租金2736円22銭に割ると、地租金1円につき金17銭6厘4毛となる。入作の総地租金502円93銭とあり、総地租金の18.4%弱である。地租割の分15円と祭典費割の15円、計30円が賦課されるか

ら地租金1円につき金5銭9厘6毛となり、一般割とあわせると金23銭6厘が賦課されるのであった。

「大正十三年前半期 祭典費通常戸数割賦課帳 真々部耕地」には、まず越年松飾り・大祓供物費用と元旦・元始祭・紀元節などの供物一式并兵士祈祷祭費の15円72銭5厘、ついで御慶事式（皇太子・摂政であられた裕仁親王の御成婚式）につき遥拝式の諸事35円55銭、氏子惣代改選16円20銭、拝殿・社務所・神明社の高屋根修繕瓦代諸事30円78銭、斎田田植関係諸事12円15銭、神園整備諸事34円90銭、雨乞いと風祭諸費3円34銭などにその他をあわせて300円21銭5厘となった。うち6分の180円12銭9厘が戸数割分であり、それから入作分15円を差引き220戸に割るである。

通常戸数割である。チブス病患者1名への対応の6件・18円06銭、第十三師団秋期演習軍事費割落7円75銭、兵士出立諸事8円42銭8厘、真々部井戸補助20円、梓橋水道破損につき補助15円、明盛村一日市場消防組ガソリンポンプ寄付金100円などにその他をあわせて193円75銭8厘となり、これを220戸に割るとある。

「大正十三年前半期 地租賦課帳 真々部耕地」をみる。まず、総代給料6分・63円、小使給料6分の内8分・33円60銭がある。小使給の2分が通常戸数割からの8円40銭であるから計42円となる。これに御慶事につき遥拝の節の祝酒料13円77銭、第十三師団秋期演習軍事費割落が通常戸数割と同額の7円75銭、兵士出立諸事12円62銭7厘、耕地内の道普請や橋修理54円25銭5厘、初集会・再集会・耕地惣代選挙・惣代引継などの61円44銭、野鼠駆除70円47銭5厘、祭典費の4分・120円08銭6厘がつづく。

この年度には干天が続き深刻な渇水となった。5月29日から8月17日の間に耕地の北部、南部、中村沖、梓橋、本郷などへの布令立、中萱総代、山村孝蔵、真々部集会所、中萱堰と新鳥羽堰の梓川取水口がある倭村岩岡への傳馬など20件・10円30銭、8月17日被害地免税の件につき用水総代・耕地総代の役場への陳情3円75銭、8月25日役場へ陳情と村会議員被害視察の案内と休憩の費用11円20銭、第二回雨乞戸隠様代参人の費用20円、青年会謝礼など20円、その他が記録され、計926円56銭8厘となる。これから入作（他町村）賦課の10円を差引き、総地租金で割ると地租金1円につき金33銭4厘7毛弱となり、入作は地租割の分と祭典割の分をあわせて地租金1円につき金4銭9厘8毛弱が加算され二口計金38銭4厘8毛となった。

「大正十三年度 地租賦課帳 後半期 真々部耕地」をみる。まず、総代給料4分・42円、小使給料4分の内8分・22円40銭、ついで旱害地租免除願調印・救助費打合・被害地調査など129円91銭、梓川水利改良問題13円60銭、兵士送迎諸費17円92銭、道普請・橋修繕62円49銭、祭典費4分168円76銭、11月31日の隣接する明盛村一日市場消防組ガソリンポンプ披露の件8円90銭などが主なもので597円27銭5厘となり、これから入作（他町村）賦課の10円を差引き、総地租金で割ると地租金1円につき金21銭4厘となり、入作は地租割の分と祭典割の分をあわせて地租金1円につき金4銭9厘8毛弱が加算され二口計金26銭4厘となった。

「大正十三年十二月 旱害被害救済金配頒帳 真々部耕地」には救済金総額が359円20銭とあり、これを二等分し一分が172戸の作付人にわり、1戸分が金1円04銭強となり、もう一分が旱害被害免租地反別76町歩に割り1反歩につき金23銭3厘強となった。さらに「大正十四年参月参拾日 旱害見舞金第二回配当帳 真々部耕地」には旱害見舞金が南安曇郡及愛国婦人会より272円35銭と南安曇郡農会より25円10銭、計297円45銭あり、上記と同様に配賦する。作付人1戸につき金86銭4厘6毛、被害免租地1反歩につき金19銭5厘とある。

「大正十三年三月廿九日 道普請面付帳 前半期 真々部耕地」には耕地内の道路を36か所にわけ、それぞれを1戸から13戸に割り当てている。なかには梓橋水道線の梓橋一円、田中一円中の道路の田中一円、上真々部一円中の道路の上真々部一円などの分担があった。「大正十三年九月廿五日 道普請面付帳 後半期 真々部耕地」にも耕地内道路を33ヶ所に分け上記と同じような割り当てている。さらに「高家村農会真々部分農会 協議事項録 自大正13年2月」には同年2月17日「本年度野鼠駆除執行二関シ相当ノ方法ヲ講ヅル事」の集会をもち、村農会から下條技手、会員9名と耕地総代が出席する。ついで同月23日に「野鼠駆除薬配製」となり、村農会技術員主催とし耕地総代、分区農会総代、農家小組合正副組長へ通牒して出席を要請する。出席者は17名と耕地総代であった。買入品は亜ヒ酸、蕎麦粉、小麦粉、米糠、薪、古新聞その他の計52円20銭5厘と記録された。これは引き続き昭和5年3月まで記録された。そして主題が「野鼠駆除」であり、出席者は技術員、耕地総代、分区農会総代、農家小組合正副組長などであった。

「大正十四年度 地租賦課帳 前半期 真々部耕地」をみる。まず、総代給料6分63円、小使給料6分の内8分33円60銭、つづいて兵士軍服代5分、出立送迎など

の10円08銭6厘、兵士帰郷の際諸費7円85銭、初集会諸事13円89銭、県税減免関係諸事25円30銭、耕地内の道普請や橋修繕7件33円40銭5厘、村および農会の野鼠駆除の薬品研究指導6円40銭、苗代消毒と苗不足見舞い116円62銭、竹細工講習会の補助費その他26円30銭、村会議員予選会費32円07銭、青年会紛擾の仲裁8円52銭、村税徴収諸事16円61銭、トラホーム検診と種痘の費用の6分11円48銭、祭典費の4分56円01銭などとその他を合わせて、計558円10銭1厘となる。

上記の計から入作（他町村）賦課分10円を差引き地租1円につき金20銭5厘弱、入作はそれに金4銭9厘8毛弱が加算され地租1円につき金24銭9厘となった。

5. 大正15年から昭和3年までの耕地の生活（財政）について

大正15年 「大正十五年八月 地租賦課帳 前半期 真々部耕地」をみる。はじめに総代給料6分63円、小使給料6分の内8分33円60銭。1月5日初集会の際の酒2斗1升と肴代16円32銭、1月18日再集会の際酒肴代2円93銭、6月9日耕地大集会の際酒肴代5円48銭とあり、それぞれの6分とあり、残りの4分は戸数割からとあった。他方、1月8日兵士1名入営の際諸費3円12銭5厘とあり、残りの5分も戸数割からとあった。間縄50間地主総代用12円、耕地内の道普請や橋修繕諸費23円45銭、蚕箔講習の補助金20円、幹器補助金9個の内5分9円、6月30日委員実地調査の件実費4円32銭、税務署役場土地調査の際実費6円、8月3日帳簿検査の際酒1斗4升代16円・肴代2円50銭・惣代報酬30円、祭典費の4分89円36銭8厘、取替金利子12円などがおもなものである。またこの間の傳馬拾数回8円70銭とあり、その他をあわせて計434円30銭1厘である。

「大正十五年十二月 地租賦課帳 後半期 真々部耕地」をみる。はじめに総代給料4分42円、小使給料4分の内8分24円40銭。兵士軍服三着代19円80銭・兵士旗5本天笠5丈6尺ウコン1反3円06銭・竹5本代75銭・送迎の際酒肴2回の〆8円76銭、風祭の際酒肴17円16銭・同借り物一式1円50銭など、いずれも6分とあり、さらにF家火災の際酒代7円25銭・同消防組謝礼20円、集会場畳替13円35銭・同雨戸修繕1円50銭・同障子張替1円50銭など、いずれも5分とある。さらに祭典費256円42銭が4分である。道普請と橋修繕6円30銭、土地賃貸価格調査諸費56円50銭・8月17日大地主集会の際酒肴料3円35銭・8月17日と同月26日の耕地集会の際酒肴料13

円47銭、帳簿検査の節の酒肴料18円14銭、取替金利子15円80銭などが主なものでその他を合わせて595円24銭8厘となる。

地租金2736円22銭のうち金502円03銭が入作（他町村）であり、前半期の一般割が地租金1円につき金15銭5厘07、後半期のそれが21銭2厘1毛であり、他町村割が前半期1円につき金20銭4厘8毛07、後半期のそれが27銭1厘9毛とある。

「大正十五年前半期 祭典費割元帳」をみる。年越し・大祓・元旦の諸費用9円50銭、国祭供物5回6円10銭、雨乞いの節供物1円20銭、斎田植付け諸費29円24銭、植林諸費27円60銭、神社柵新造諸費67円、諸税3円38銭・大正十四年度負担金6円・十五年度予算作成費1円50銭、十四年度決算報告作成費と受検費用3円50銭・大正十五年度神社負担金6円、電灯料18円50銭・電球取替30銭、社掌給半年分30円・宮番手当半年分3円、祭典具土用干しにつき共親社渡し5円などが主なものでその他をあわせると計223円42銭となる。

「大正十五年 祭典費割元帳 後半期」をみる。例祭費180円・共親社酒代10円・例祭賄費45円・補助神職謝礼8円・例祭供物10円86銭・燈籠修繕費84円20銭・参拝生徒80名に対する給与品4円・七五三縄代及び飾付手間3円・臨時電灯料2円45銭・昼夜舞台修繕諸費19円70銭、国祭供物代3円60銭・風祭供物代1円20銭・長慶天皇御列譜奉告祭供物代1円20銭、神苑手入れ諸費22円50銭、宝蔵・神明社・拝殿・高塚葺替用土手間一式92円70銭・セメント代1円50銭・屋根棟上げ諸費8円10銭、社掌給半年分30円・宮番手当半年分3円、六三銀行支店公共利子15円などが主なものでその他をあわせると計641円06銭となる。

他方、収入として小作料19円50銭、基本金利子93円90銭、斎田粉売払い代金13円65銭など計127円05銭となる。なお、小作粉1俵9円の割りとしている。

「大正十五年十二月 祭典費通常戸数割賦課帳 後半期 真々部耕地」をみる。これの祭典費の記述は前掲の割元帳と同一であり、それに賦課の部が加えられたものである。まず、同額641円06銭の6分の戸数割分が384円64銭であり、そこから他町村傳馬15円と神社収入金127円05銭を差引くと242円59銭となり、225戸に割ると、1戸につき金1円07銭8厘となる。

通常戸数割費である。まず衛生員給料5分2円50銭がある。小使給料5円60銭、墓地管理人給料1円1円60銭、兵士軍服三着代13円20銭・兵士旗五本天竺5丈6尺ウコン1反代2円04銭、竹代50銭・同送迎の際酒肴料5円38銭5厘、風祭の際酒代11円

44銭・同供物1円などはいずれも全額の4分となっている。そしてF家火災の際の見舞酒7円25銭と消防組三区への謝礼金20円はそれぞれ5分とある。つづいて清潔法施行諸費9円90銭、トラホーム検診の際礼金1円がり、その他を合わせて96円69銭7厘である。

「大正十五年後半期 収入原簿 第壹号 第貳号 真々部耕地」には戸数割1戸につき金1円53銭が219戸、同金15銭2厘が12戸とある。

昭和2年 昭和2年9月4日真々部耕地氏子集会は「下田重人外拾壹人ヨリ祭典執行二関シ申込ヲ受ケ」協議することとなった。これは高家村村長曾根原治津衛、同村受持巡査宮尾義門両氏の提案によるもので、「本案ハ事情ヲ重大視スル問題トシ村社諏訪神社ノ例祭ニ参加致度キ事ヲ申込タルニ付該案ヲ一同氏子ニ委細説明ヲナシ御協賛ヲ願ヒタル」とある。これに対し「氏子一同ハ仲裁者タル兩者ニ一任シ祭典参加ヲ賛成シタル」とあり、耕地全戸が村社祭典へ参加することとなった。⁽⁵⁾

「昭和貳年度 前半期 地租賦課帳 真々部耕地」をみる。総代給料72円、小使給料48円、初集会酒代113円76銭、兵士出立の際酒代するめ代2円14銭、倭村氷室消防組へ寄付66円、西筑摩郡福島町火災義捐金9円などはいずれも6分の割である。初集会の後、1月9日の第式回集会から2月6日の第八回集会まで耕地集会がもたれ、交渉・傳馬・酒肴などの諸費用81円16銭2厘とある。なお、第三回集会の際、耕地を二分して町通り・殿村・田中の北部と中村・上真々部・梓橋の南部のそれぞれに傳馬がなされた。ついで学校建築問題諸費22円06銭があり、上記の諸集会はそれに係わるかと思われる。道普請と橋修繕29円35銭、謄写版代33円10銭、祭典費4分93円87銭4厘などとその他をあわせて666円33銭4厘となり、入作（他町村）賦課分10円を差引くと656円33銭4厘、これを地租2736円22銭で割り、地租1円につき金24銭弱となる。入作（他町村）賦課分は地租割分10円と祭典費賦課分15円、計25円となり、地租の18.3%強の502円03銭で割ると地租1円につき金4銭9厘8毛弱となり、一般割に加算され地租1円につき28銭9厘8毛となる。

「昭和貳年度 後半期 地租賦課帳 真々部耕地」をみる。まず惣代給料28円40銭、小使給料32銭とあり、4分のうち8分と付記される。道普請と橋修繕92円79銭、兵士歓迎・軍服2着代・酒肴料21円45銭、9月4日融和問題に対する集会17円19銭、10月10日、11日、12日稲熱病調査費5円80銭、霜害資金借入につき委員組長集会費6円29銭、上流チブスにつき堰調査役場出張の際費用6分3円43銭、風祭

の酒代17円64銭、祭典費4分に分206円12銭4厘などとその他をあわせて計525円69銭4厘、これから入作（他町村）賦課15円を差引くと510円39銭4厘となる。これを前半期と同様に割り当てると、地租金1円につき一般割金18銭6厘6毛、入作（他町村）の分が金24銭6厘4毛となる。

「昭和貳年度 後半期 祭典費割元帳」をみる。例祭費180円、共親社酒代10円、例祭賄費25円、補助神職謝礼8円50銭、例祭供物9円38銭、燈籠修繕費62円30銭、参拝生徒85人に対する給与品代3円83銭、七五三縄代及び飾付手間料5円、舞台用修繕用材2円、修繕大工手間三日分6円、例祭の節臨時電灯料2円80銭、燈籠修繕誂えへの松本行実費5円、例祭供餞米五升外餅とり粉費用2円50銭、子供社切修繕工賃及び材料1円80銭、幟竿置場材料80円28銭、右大工12日間外人夫27円80銭、例祭傳馬料5円、共親社余興補助費40円、幟竿修繕料5円20銭などが例祭執行の費用で小計485円69銭となる。つぎに神園手入料など19円95銭、氏子惣代辞任と補欠選挙22円80銭、融和問題につき警察・村長昼食料4円05銭、社掌給5分30円があり、その他をあわせて計709円21銭となる。そこから収入81円40銭を差引くと515円31銭、この6分を祭典費とし、4分を地租へ賦課する。

村社諏訪神社の財産からの収入は小作料16円12銭、基本金利子118円88銭、斎田玄米4斗売払い代金10円90銭、計145円90銭となり、雑収入25円52銭をあわせて計171円42銭となる。祭典費309円18銭6厘から諸収入171円42銭を差引くと137円76銭6厘となる。さて「昭和貳年度 決算報告書 後半期 真々部耕地」には祭典戸数割実収が411円48銭8厘であり、それから上記の137円76銭6厘を差引くと273円72銭2厘となる。これがどのように処理されたかをしめす文書は未見である。なお、同期の地租割実収が510円57銭8厘であり、祭典戸数割実収と合わせると、計922円06銭6厘である。これを協議費（区費）収入とすれば、戸数割がその44.6%強、地租割がその55.4%弱となる。ちなみに前半期では戸数割実収が278円40銭と地租割実収が656円93銭8厘、計935円33銭8厘となり、これを協議費収入とすれば戸数割はその29.8%弱、地租割がその70.2%強となる。

「昭和二年度 後半期 勘左衛門堰庄野堰威銃費賦課帳 真々部耕地」には第一区から第十区の威銃区が記載される。構成員10戸のものが8か区あり、他は6戸と11戸の2か区である。そして98戸の構成員のなかに水田無所有のものが14戸あり、これらは純小作農とおもわれる。

「昭和貳年度 前半期 三堰 割元帳」と「昭和貳年度 後半期 三堰 割元帳」をみておく。三堰とは中萱堰、真鳥羽堰および飯田堰をしめし、これらが梓川の下川に属していた。大正13年より耕地整理組合のもとで土地改良工事がなされるのであるが、三堰の水田反別が370町歩とあり、うちわけが中萱堰240町歩と真鳥羽堰130町歩であった。関係耕地は中萱、真々部、上鳥羽、下鳥羽および飯田で、立会人は堰守、担当者および耕地総代である。

社会構成 表7は「昭和二年後半期 収納原簿」からみた各戸の賦課状態から構成した。これと大正10年前半期のそれとくらべてみる。まず、耕地である。その協議費賦課戸数が258戸で1戸多く、地租割賦課戸数が170戸で15戸多い。用水費賦課も142戸で14戸多い。他方、地租割なしが88戸で14戸少ない。用水費なしも27戸で1戸少ない。したがって、大正10年以降、耕地の住民（戸数割賦課戸）が土地、とくに水田を所有する傾向がすすんできたことになる、入作も協議費賦課が54戸で10戸多く、地租割賦課が54戸でこれも10戸多いのである（表4参照）。

大正10年前半期と昭和2年後半期では、耕地の協議費賦課戸数は1戸増加しているが、ほとんど増減なしとみてよい。しかし地租割賦課戸数が15戸増加し、用水費賦課戸数が14戸増加した。この変化をしめすために表8と表9を用意した。地租額階層別戸数では、5.0円未満層から30円未満層まではどの層も増加し、とくに5.0円未満層では57戸から69戸へと12戸増加した。他方、40円未満層から170円未満層の18戸から14戸へと4戸減少した。総額も2234円余から2171円余へ、平均も14円余から12円余へと推移した（表5参照）。

つぎに所有水田反別階層別戸数である（表9）。3.0反未満層から1町5反未満層の各層で、多少とも増加し、とくに3.0反未満層では43戸から51戸へと8戸増加した。他方、2町歩以上層では18戸から14戸へと4戸減少した。総反別も1161反歩から1087反へ、平均も9.08反から7.66反へと推移した（表6参照）。さて、入作の最大の地租納入と水田所有戸はというと、地租納入が164円余から174円余、水田所有が92.65反から85.56反へと推移したのである。

昭和3年「昭和参年 前半期 祭典費通常戸数割賦課帳 八月 真々部耕地」をみる。これは昭和2年9月に耕地の全戸が村社諏訪神社の例祭に参加することになって、初めての前半期の戸数割賦課帳である。まず、4月12日氏子惣代選挙費2円32銭と同月15日氏子惣代選挙会費13円99銭。ついで惣代引継費62円97銭5厘、

農工債券償還につき乗換3円80銭、神社財産引継9円49銭、昭和三年予算書作成費2円56銭、社掌給料の5分30円など。祈年祭補助神官謝礼1円50銭、4月20日祈年祭御供物11円28銭から神饌幣帛料金8円を差引き3円28銭、天長節温供物料1円50銭、大祓御供物料1円50銭、斎田田植6件諸費13円05銭などにその他をあわせて計213円66銭5厘となり、その6分が祭典戸数割は128円19銭9厘である。この年の5月から7月にかけて社務所と向拝の修繕がなされ、計403円22銭を要し、その4分の戸数割分は161円28銭8厘である。

表7 耕地の社会構成 昭和2年後半期

	協議費	地租割なし	地租割あり	用水費あり	用水費なし
戸数割あり	242	88	154	129	25
戸数割なし	16		16	13	3
耕地	258	88	170	142	28
入作	54		54	41	18
計	312	88	224	183	41

「昭和2年後半期 収納原簿 真々部耕地」による。

表8 地租額階層別戸数

昭和2年後半期

単位：円	耕地	入作	計
～ 5.0	69	29	98
～ 10.0	35	11	46
～ 20.0	29	8	37
～ 30.0	23	4	27
～ 40.0	4	1	5
～ 50.0	5		5
～ 60.0	3		3
～ 100.0	1		1
～ 170.0	1		1
～ 180.0		1	1
戸数計	170	54	224
総額：円	2171.80	551.58	2723.38
平均	12.78	10.21	12.16
最大	168.38	174.27	174.27
最小	0.05	0.04	0.04

昭和2年後半期の各戸の地租割から推計した。

表9 所有水田反別階層別戸数

昭和2年後半期

単位：円	耕地	入作	計
～ 3.0	51	14	65
～ 5.0	22	14	36
～ 7.0	18	3	21
～ 10.0	17	4	21
～ 15.0	15	1	16
～ 20.0	5	2	7
～ 30.0	9	1	10
～ 50.0	4	1	5
50.0～	1		1
80.0～		1	1
戸数計	142	41	183
総反別	1087.38	322.27	1409.65
平均	7.66	9.18	
最大	54.07	85.56	85.56
最小	0.13	0.73	0.13

昭和2年後半期の各戸の各用水堰反別割から推計した。

通常戸数割は、まず、小使給料8分のうちの2分8円40銭、衛生組長給料5分2円50銭がある。耕地惣代や氏子惣代を勤めて功労があった小笠原氏へ御侮金50円・花輪代10円・傳馬料1円の計61円の4分24円40銭、兵士3名の送迎費18円85銭5厘の4分7円54銭2厘、初集会の酒肴料・1月17日の惣代交渉費・1月20日の惣代交渉費・1月27日の備品整理・1月29日同30日普選につき豊科警察署訓示出張・青年会へ夜警補助・村長助役氏子惣代などの留任交渉・帳簿検査の際の酒肴料などのいずれも4分が戸数割分で計43円43銭6厘、その他をあわせて計102円49銭4厘となる。これに、前述の祭典戸数割と向拝修繕を合わせると計349円24銭7厘となり、他町村傳馬の15円を差引くと334円24銭7厘となる。これを戸数225戸に割ると1戸につき金1円48銭5厘5毛強となる。

この年の11月10日昭和天皇の即位式である御大典がおこなわれ、これを記念する事業が真々部耕地において行われた。「昭和三年九月二十日 御大典二対スル日報」はその記録である。9月20日午後2時耕地集会開催、要件は御大典記念事業である。まず、寄付された唐松2本を「境内古木ノ保存維持柱トナス」こととし、この実行を氏子惣代4人ほか委員9名に囑託するとした。ついで9月21日委員会を開き、御大典記念支持柱の竣工を来る例祭までとする。同月22日献木の視察・目論見をし、同月24日に神官出張の上、現場のお祓いと献木のお祓いを執行する。同日献木の伐採と神社境内への運搬をおこなう。同26日に神社境内の植林および建木建設、同27日残務整理、10月6日整理の件の報告がなされ、10月10日には御大典奉祝煙火となる。

耕地はこの御大典を契機とし「吾々氏子二百廿五戸ハ謹デ敵ニ奉祝ノ誠意ヲ致スト同時ニ記念トシテ各自初穂初壺升ヅツヲ神ニ献上シ之ヲ一括シテ売却シ該金ヲ神社ノ基本財産ニ蓄積スルヲ目的トシ向フ十ヶ年永続毎年十一月十日記念日ニ執行ナシ衷心敬神ノ道ヲ啓発シ国家安泰氏子一同ノ繁栄ヲ計ルベク記念事業トシテ創設トナス」と定めた。氏子225戸とあるが、同2年後半期の戸数割賦課が242戸であるから、17戸が祭典へ参加するが、氏子でなかったことになる。表10は御大典記念積立初への参加をしめすが、第23号はこの事業に参加していない。そこでこの組が氏子でなかったことになるが、今後の検討に待つところである。また、この氏子は村社諏訪神社の基本財産の共有権者であるかもしれない。したがって、戸数割賦課なしの数戸が氏子であるようでもあり、来住年月の浅い戸数割賦課戸

が氏子と認められていなかったかもしれない。

昭和2年後半期の「収納原簿」において224戸の内特定不明が18戸あり、同6年後半期の「収納原簿」では18戸の内10戸が特定できたが、206戸を中心に考察を試みる。第1号組と第2号組とが上真々部、第3号組から第7号組までが梓橋町、第8号組から第12号組までが中村、第13号組から第17号組までが殿村、第18号組から第22号組までが町通、第24号組が田中とみられる。

表10 大典記念積立粉の状態

組	10ヶ年分完納		毎年積立		計
	粉1斗	1円50銭	粉1升	金15銭	
第1号	9	1			10
第2号	4	1	1	3	9
第3号			10		10
第4号				9	9
第5号			9	1	10
第6号				10	10
第7号			8	2	10
第8号			7	3	10
第9号	1		9		10
第10号	1		9		10
第11号			10		10
第12号			10		10
第13号			9	1	10
第14号			9	1	10
第15号			10		10
第16号	7			3	10
第17号			4	6	10
第18号	3		2	5	10
第19号			6	4	10
第20号	3		4	3	10
第21号			8	3	11
第22号			4	4	8
第24号			7		7
計	28	2	136	58	224

昭和参年度 第拾壹月 御大典記念積立粉台帳真々部諏訪神社」による。

まず、上真々部であるが、ほとんどが積立に参加し、うち15戸（粉1斗が13戸）

が完納である。梓橋町は49戸が参加し、全戸が毎年積立で粃1升が27戸、金15銭が22戸。中村は50戸が参加し、粃1斗が2戸、粃1升が45戸、金15銭が3戸など。殿村は50戸が参加し、粃1斗が7戸、粃1升が32戸、金15銭が11戸など。町通りは49戸が参加し、粃1斗が6戸、粃1升が24戸、金15銭が19戸など。そして田中は7戸が参加し、全戸が粃1升である。

粃1升が15銭と見積もられており、10ヶ年完納の30戸のうち、28戸が粃1斗ずつ、2戸が金1円50銭ずつ納めている。毎年積立の粃1升ずつが136戸、15銭ずつが58戸とあり、粃積立が164戸、金銭積立が60戸となり、ここにも真々部耕地の社会構成の一端がうかがわれる。

6. 昭和5年および同6年の耕地の生活（財政）について

昭和5年 区有文書には、昭和4年のものを見出すことができなかったの、昭和5年から観察することにする。村社真々部諏訪神社の共有財産には、同6年3月31日現在、宅地のほか田5反0畝28歩、畑1反9畝19歩、山林・原野などの不動産があり、田の4反0畝18歩が4戸の小作に、畑6畝01歩が1戸と青年会の小作に充てられていた。そしてこの小作料収入が不動産収入164円余の多くをなしていた。

「昭和五年 初宮参御初穂神納帳 真々部諏訪神社」には同5年4月10日から同11年2月22日までが記録され、冒頭に5年4月10日から同6年3月6日までの10件、父の氏名・子の続柄と氏名・初穂料があり、10銭が1名、20銭が7名、35銭が1名および50銭が1名とある。

昭和6年 「昭和六年後半期 収納原簿 真々部耕地」から表11を用意した。

昭和6年（1931）後半期と大正10年（1921）前半期と比較してみる（表4参照）。耕地をみる。協議費賦課戸数は大正10年の257戸よりも1戸少ない256戸であるが、地租割ありが大正10年の155戸よりも14戸多い169戸である。用水費ありも大正10年の128戸よりも14戸多い142戸である。つぎに入作である。これは大正10年の44戸よりも39戸多い83戸である。用水費ありも大正10年の34戸よりも23戸多い57戸となる。耕地と入作を合計すると、協議費賦課戸数は大正10年の301戸よりも38戸多い339戸であり、地租割ありも大正10年の199戸よりも53戸多い252戸となり、用水費ありも大正10年の162戸よりも37戸多い199戸となる。そして用水費なしも

37戸から53戸へと16戸増加している。

表11 耕地の社会構成 昭和6年後半期

	協議費	地租割なし	地租割あり	用水費あり	用水費なし
戸数割あり	238	87	151	128	23
戸数割なし	18		18	14	4
耕地	256	87	169	142	27
入作	83		83	57	26
計	339	87	252	199	53

「昭和6年後半期 収納原簿 真々部耕地」による。

さらに、「昭和六年度豫算表 真々部耕地」をみる。明治以来昭和6年にいたるまで、「区有文書」に予算表を見ることができなかった。ここで経常部と臨時部との予算表を見ることができ、それは支出のみで「収入ノ部」は「豫算ニハ収入編制セズ（未定ニツキ）」とある。それは年度の1月～6月までを前半期、7月から12月を後半期として、各戸の戸数割、地租割（賃貸価格割）および用水堰割を算出して収納原簿を整え、賦課・徴収してきたことによるのであろう。表12に予算表をしめす。

以上、用水費・事業費・事務費・会議費・雑給・補助費などの款からなるが、この予算表が作成される以前、少なくとも、昭和2年度までは用水費は中萱堰・真鳥羽堰・庄野堰・勘左衛門堰などの賦課帳、事業費から補助費などの諸款のものは祭典通常戸数割賦課帳と地租割（地価割）賦課帳に記載され、それらに基づいて各戸の項目ごとの賦課額と総額が収納原簿に記載されていた。この予算表は、それらから神社費と入会山林組合費が欠けている。なお、昭和7年度や同8年度以降は歳入が区費・神社費・用水費・奨励金などに区分され、歳出の経常費が区費・神社費・用水費・奨励金などと区分され、それぞれに臨時費が添えてある。以上に臨時部をしめす。

項のなかで満水予防費、湧水費、臨時水落費、呑堰諸木、改良工事運動費返戻金などは、いずれも用水費関連であろう。これらを合わせると335円で、総額の79.8%弱となる。経常部においても、用水費が437円、予算総額945円の46.0%をしめ、前年度決算額のそれは1959円34銭、決算総額2433円65銭の80.5%をしめて

いる。

表12 昭和6年度予算表 真々部耕地 その1

科目	款	項	予算額	前年度 決算額	増	減
予算総額			945.00	2433.65		1487.85
	1.	用水費	437.00	1959.34		1522.34
		呑堰普請金	200.00	400.00		200.00
		中萱堰負担金	100.00	1334.16		1234.16
		駒海渡下役	15.00	15.00		
		葦切費	10.00	10.00		
		水利機密費	200.00	200.00		
		空俵買入費	10.00		7.32	
		普請触賃	2.00	8.00		6.00
	2.	事業費	58.00	58.00		
		道路橋梁修繕費	35.00	35.00		
		鯉取乞食予防費	3.00	3.00		
		消防置場火の見立地年貢	20.00	20.00		
	3.	事務費	45.20	45.20		
		筆墨帳簿費	12.00	12.00		
		土地台帳異動訂正費	5.00	5.00		
		利子	15.00	15.00		
		電灯料	14.50	14.50		
	4.	会議費	90.00	90.00		
		総集会費	30.00	30.00		
		伍長惣代集会費	30.00	30.00		
		薪炭費	15.00	15.00		
		傳馬料	10.00	10.00		
		惣代引継費	5.00	5.00		
	5.	雑給	164.60	164.60		
		惣代給	100.00	100.00		
		衛生組合長給料	12.60	12.60		
		墓地管理者給料	2.00	2.00		
		小使給	50.00	50.00		
	6.	補助費	151.00	151.00		
		衛生補助費	15.00	15.00		
		野鼠駆除費	20.00	20.00		
		兵士送迎費	5.00	5.00		
		消防組手当	100.00	100.00		
		害虫駆除費	5.00	5.00		
		除雪補助費	6.00	6.00		
		奨励金	50.00	50.00		

表12の2 昭和6年度豫算表 真々部耕地 その2

臨時部 科目	款	項	予算額	前年度 決算額	増	減
予算総額			420.00	298.69		
		什器買入費	15.00	13.98		
		満水予防費	10.00	6.00		
		渴水費	100.00	109.80		
		臨時水落費	10.00	10.00		
		報酬	5.00	5.00		
		臨時傳馬料	15.00	12.00		
		代書料	2.00	2.00		
		呑堰諸木	15.00	10.50		
		農会費	5.00	3.73		
		稲荷祭典費	20.00	20.00		
		中村他補助費	18.00			
		改良工事運動費返戻金	200.00	200.00		
		伍長表彰費	5.00	5.00		
		除雪器新調費				
		奨励金				

7. 昭和7年度から昭和11年度までの耕地の生活（財政）について

歳入歳出予算 区費の歳入予算は、戸数割と賃貸価格割からなり、徴収割合は前者が区費の二分、後者がその八分とされる。区費の歳入予算は9年の1177円から7年の1328円余を推移し、戸数割が総額の20%をしめていたが、11年はその30%弱となる。

神社費のそれは祭典戸数割・賃貸価格割・神饌幣帛料・賽銭・神社財産収入などからなる。7年と8年は祭典費の六分が氏子戸数と四分が氏子賃貸価格、9年とそれ以降には四分が氏子戸数、六分が氏子賃貸価格に賦課徴収される。神社財産収入は神社所有地年貢粍と記念蓄積粍の合計数量を売却見積もりする。31俵9分を8年には1俵6円51銭、9年には5円50銭と見積もられる。

用水費は、呑面割と地積割からなる。前者は賦課戸数を220戸とし、昭和8年度には1戸あたり1円として徴収する。用水費から呑面割を控除した残りを、灌漑地積反別によって賦課徴収する。奨励金は区費総額の五分と1戸あたり金10銭を徴収するとある。

表13 歳入予算 昭和7年～11年 真々部耕地

科目	昭和7年	8年	9年	10年	11年
1、区費	1328.52	1244.40	1177.00	1313.00	1312.10
戸数割	265.70	248.88	235.40	262.60	393.00
賃貸価格割	1062.82	995.52	941.60	1050.40	919.10
2、神社費	677.50	699.00	668.00	706.60	1051.60
祭典戸数割	252.06	248.13	181.02	160.90	291.70
賃貸価格割	168.04	165.42	271.53	241.35	437.55
神饌幣帛料	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00
賽銭	12.00	10.00	11.00	10.00	11.00
神社収入	215.40	245.45	174.45	264.35	281.35
3、用水費	1424.42	1219.90	811.40	853.40	851.40
呑面割	220.00	220.00	220.00	222.00	230.00
地積割	1204.42	999.90	591.40	631.40	621.40
4、奨励金		183.17	157.87	150.34	168.68
奨励金		183.17	157.87	150.34	168.68
合 計	3430.44	3346.47	2814.27	3023.34	3383.78

表14 歳出予算 区費 昭和7年～11年 真々部耕地

科目	昭和7年	8年	9年	10年	11年
1、給料	318.10	302.00	302.00	229.00	241.00
総代給	120.00	100.00	100.00	100.00	100.00
小使給	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00
墓地管理人給	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
雑給	64.10	63.00	63.00	30.00	42.00
旅費及実費弁償	70.00	75.00	75.00	35.00	35.00
2、会議費	142.20	126.00	126.00	99.00	114.00
総集會費	65.00	40.00	40.00	40.00	40.00
其他集會費	20.00	20.00	20.00	15.00	30.00
委員手当	57.20	66.00	66.00	44.00	44.00
3、事務所費	182.40	220.00	222.00	210.00	238.00
備品費	15.00	20.00	20.00	20.00	20.00
消耗品費	94.50	75.00	92.00	75.00	75.00
通信費	3.00	2.00	5.00	2.00	2.00
印刷費	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
営繕費	10.00	25.00	20.00	25.00	28.00
雑費	6.90	35.00	32.00	35.00	60.00
公借金利子	50.00	60.00	50.00	50.00	50.00
4、土木費	165.00	170.00	170.00	170.00	170.00
5、勸業費	55.00	75.00	75.00	75.00	75.00
6、兵事費	70.00	100.00	100.00	100.00	100.00
7、補助費	47.50	50.00	50.00	60.00	65.00
8、衛生費	45.00	50.00	45.00	45.00	35.00
9、組合費	9.40	10.00	9.40	5.00	5.00
10、徴收費	45.00	30.00	30.00	45.00	45.00
11、救助費	40.00	20.00	20.00	20.00	20.00
12、予算編成費	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
13、予備費	50.00	50.00	50.00	250.00	200.00
合 計	1177.00	1209.40	1177.00	1313.00	1313.00

表14の2 歳出予算 区費 昭和7年～11年 真々部耕地
臨時部

科目	昭和7年	8年	9年	10年	11年
土地台帳調整費	50.00				
松澤雄君慰問費	22.50				
耕地費徴収不能分	7.92				
地図訂正費		35.00			
合計	79.92	35.00			

表15 歳出予算 神社費 昭和7年から11年 真々部耕地
經常部

科目	昭和7年	8年	9年	10年	11年
祭典費	165.00	192.00	193.00	196.00	196.00
給料	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00
備品費	5.00	15.00	15.00	12.00	12.00
通信運搬費	3.50	1.00	1.00	3.00	3.00
公課負担	50.00	50.00	50.00	65.50	65.50
基本財産蓄積積金	23.00	23.00	23.00	25.00	35.00
営繕費	65.00	65.00	65.00	65.00	365.00
雑給	14.00	10.00	10.00	10.00	10.00
消耗品費	48.00	40.00	40.00	60.00	60.00
雑費	62.00	72.00	72.00	52.00	52.00
予備費	60.00	60.00	70.00	70.00	50.00
賄費	67.00	65.00	65.00	65.00	65.00
特別祭典費	30.00				
公借金利子	25.00	25.00	25.00	23.00	43.00
合計	677.50	679.00	689.00	706.50	1016.50
臨時部					
選挙費		20.00			35.00

經常部の科目のなかの徴収費・救助費・予備費などは予算編成以前にはみられなかった。合計も7年が151円余、8年が36円の余剰があるが、9年以降は収支が均衡している。補助費はおもに青年会活動への補助である。

臨時部も松澤雄君慰問費以外の7年の科目と8年の科目は予算編成以前にもみられた。なお、6年の科目に農会総代選挙費と寄付金があったことを付記しておく。

神社費は無格社以上の小社を村社諏訪社八幡社合殿へ移転してから、年度ごとに歳入歳出予算・決算を明らかにしており、独立の形式をとってきた。しかし、その内実は各年次の前半期と後半期の「祭典費戸数割賦課帳」と「地租割賦課帳」

の記録のとおりであった。そして昭和7年以降、それが耕地の歳入・歳出の一部を構成するようになった。祭典費は例祭と国祭10回分、公課負担は国税。県税・村税・改良工事費および神社協会費、雑費は七五三飾り2回・庭園手入・共親社報酬など、賄費は折年祭・例祭・新嘗祭などの賄費などとされている。なお、特別祭典費は風祭りと水神祭にあてられた。それらは通常戸数割に含まれていたが、8年から祭典費に含まれることとなった。臨時部の選挙費は氏子惣代選出の費用である。同11年の営繕費は村社の社殿改修と式年遷宮に関わる。

表16 歳出予算 用水費 昭和7年～11年 真々部耕地

	昭和7年	8年	9年	10年	11年
中萱堰					
割受高	273.00	205.00			
人夫賃	229.00	182.00			
材料費	35.00	10.00			
会議費	195.00	120.00			
借地料	3.40	2.40			
公借金利子	5.50	5.50			
水利費	194.00	60.00			
予備費	50.00	50.00			
合 計	789.90	634.90			
真鳥羽堰					
割受高	385.00	320.00			
人夫賃	66.00	49.00			
材料費	5.50	2.00			
会議費	104.00	90.00			
公借金利子	4.00	4.00			
水利費	50.00	110.00			
予備費		50.00			
合 計	594.50	575.00			
庄野堰					
割受高	40.00	10.00			
用水費					
割受高			500.00	500.00	500.00
人夫賃			138.00	138.00	138.00
旅費及実費弁償費				35.00	35.00
材料費			10.00	15.00	15.00
会議費			100.00	100.00	100.00
借地料			3.40	3.40	3.40
公借金利子			10.00	10.00	10.00
予備費			50.00	50.00	50.00
合 計	1424.40	1219.90	811.40	851.40	851.40

表16は用水費の昭和7年から11年の歳出予算をしめす。昭和7年と8年には、中萱堰、真鳥羽堰および庄野堰が登場するが、9年以後は三堰がまとめられて用水費となる。庄野堰は割受高のみであるが、他の二つの堰と用水費は割受高・人夫賃・材料費・会議費・公借金利息・予備費などの科目を共有する。しかし、二つの堰のそれぞれに水利費の科目があるが、用水費には水利費がなく旅費及実費弁償の科目がある。借地料は中萱堰に続いて用水費に引きつがれている。

真々部耕地は庄野堰の水利権を持っていないとされてきたが、明治以降、おそらく近世のある時期から、この堰を利用する水田が地籍内に存在していた。中萱堰と真鳥羽堰の水利費は、当初、水利組合創設費とあり、「必要ニ応ジテ支出ス」とされていたが、「水量配給其他水利関係ノ費用」と改められた。人夫賃は両堰浚掘人夫1日60銭として積算された。10年以降の「旅費及実費弁償」は両堰委員の出張旅費である。公借金利息は年利1割と見積もられている。

以上の経過のもとに用水費予算が7年の1424円余から11年の851円余へと573円、40%強の減額となるのである。

歳入歳出決算 昭和8年度から11年度までの歳入決算を表18にまとめた。区費は1069円余から1511円余へと毎年増加したが、神社費は9年の655円余から11年の1516円余と激増し、用水費は8年の1142円余から11年の748円余へと減少した。各年度の歳入予算を100とする比率は、8年には用水費36.1%、つぎに区費33.8%となり、そして神社費は21.0%である。しかし、11年には神社費が44.8%、区費が44.6%であるのに用水費は22.1%となった。また、区費と神社費の両者に戸数割と賃貸価格割があり、戸数割が歳入予算合計の12.1%から19.6%を占めるのに対して、賃貸価格割は35.2%から51.7%を占める。さらに歳入決算合計がその90.9%から116.9%と推移するが、8年には予算の90.9%、9年には96.0%であり、10年からようやく予算を超えることとなった。

8年を100とする指数をみると、11年には区費が141.3、神社費が228.3、用水費が65.5となり、決算の合計が137.6、予算の合計が107.0となる。神社費のそれは11年に式年遷座祭が営まれたことによるのであろう。

歳出では区費、神社費および用水費のどれも7年から9年まで決算額が予算額を下回った。区費は10年も同様であった。用水費も11年には同様であったが、10年には決算額が予算額を超えている。総計では7年から9年までが決算額が予算額を

表18 歳入決算 昭和8年～11年 真々部耕地

単位は円である。

科目	昭和8年	9年	10年	11年
1. 区費	1069.46	1143.65	1242.08	1511.10
戸数割	213.89	224.73	222.20	302.22
賃貸価格割	855.57	918.92	1019.88	1208.88
2. 神社費	664.35	655.68	762.25	1516.39
祭典戸数割	172.09	117.02	148.15	361.40
賃貸価格割	258.13	175.53	258.98	542.12
神饌幣帛料	30.00	30.00	32.00	30.00
賽銭	11.73	11.14	24.88	16.70
神社収入	192.40	321.99	298.24	287.45
雑収入				278.72
3. 用水費	1142.23	770.17	909.01	748.39
呑面割	220.00	220.00	220.00	220.00
地積割	922.23	550.17	689.01	528.39
4. 奨励金		134.43	152.70	182.32
奨励金		134.43	152.70	182.32
合 計	2876.04	2703.93	3066.04	3958.20
歳入予算合計	3163.30	2815.27	3021.34	3384.58
差 引	-287.26	-111.34	44.70	573.62
各年度の歳入予算合計を100とした比率				
1. 区費	33.8	40.6	41.1	44.6
戸数割	6.8	8.0	7.4	8.9
賃貸価格割	27.0	32.6	33.8	35.7
2. 神社費	21.0	23.3	25.2	44.8
祭典戸数割	5.4	4.2	4.9	10.7
賃貸価格割	8.2	6.2	8.6	16.0
神饌幣帛料	0.9	1.1	1.1	0.9
賽銭	0.4	0.4	0.8	0.5
神社収入	6.1	11.4	9.9	8.5
雑収入	0.0	0.0	0.0	8.2
3. 用水費	36.1	27.4	30.1	22.1
呑面割	7.0	7.8	7.3	6.5
地積割	29.2	19.5	22.8	15.6
4. 奨励金		4.8	5.1	5.4
奨励金		4.8	5.1	5.4
合 計	90.9	96.0	101.5	116.9
歳入予算合計	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和8年を100とした指数				
1. 区費	100.0	106.9	116.1	141.3
2. 神社費	100.0	98.7	114.7	228.3
3. 用水費	100.0	67.4	79.6	65.5
合 計	100.0	94.0	106.6	137.6
歳入予算合計	100.0	89.0	95.5	107.0

各年度「決算表 真々部耕地」による。

下回り、決算額が予算額の10.2%から18.5%も下回ったが、10年以降は1.0%から11.7%も超過している。これは歳入の決算に示す状況によるところが少なくなかったであろう（表18参照）。そして、その推移は昭和恐慌に影響されるところが大きかったであろう。

公文書綴りから この時期には相当量の公文書が閲覧可能である。「耕地関係文書」や「公文書綴」がそれであるが、10年度のそれは他の4か年のものと書式が異なり、同一の形式のものとして比較することが困難であり、ここで割愛することとした。これを発信者あるいは発令者、受信者あるいは受領者および事項のそれぞれで年度ごとに分類してみる。

表19 歳出決算 昭和7年～11年 真々部耕地

単位は円である。

科目	昭和7年	8年	9年	10年	11年
区費					
予算額	1424.32	1299.40	1177.00	1313.00	1313.00
決算額	1306.40	1109.30	872.05	1280.82	1441.87
差引	117.9	190.1	305.0	32.2	-128.9
神社費					
予算額	677.50	699.00	669.00	706.50	1031.50
決算額	583.71	664.33	655.68	725.46	1430.91
差引	93.79	34.67	13.32	-18.96	-399.41
用水費					
予算額	1382.00	1219.90	811.40	851.40	851.40
決算額	947.83	1117.68	770.17	894.02	698.46
差引	434.17	102.22	41.23	-42.62	152.94
奨励金					
予算額			157.87		
決算額			134.43		
差引			23.44		
総計					
予算額	3483.82	3218.30	2791.83	2870.90	3195.90
決算額	2837.94	2891.31	2432.33	2900.30	3571.24
差引	645.88	326.99	359.50	-29.40	-375.34

各年度の「歳入出決算表」による。

まず、発信者あるいは発令者である。7年から9年には高家村の諸機関よりが41件から47件、同時期の総数51件から59件の大部分をしめるが、11年には45件、総

数の95件の半数にも達していない。そして9年以降、村長が3件から16件へ、役場は12件から21件へと増加したのに、農会が24件から5件へと減少している。真々部耕地では1件から25件へと激増しており、なかでも耕地総代が主役で3件から19件を発している。その他では6件から25件へと激増し、とくに左岸第一耕地整理組合が主役で3件から14件を発している。ここは用水関係諸機関が中心であり、北沢山林組合が添えられている（表20の1）。

表20の1 公文書の発信者あるいは発令者
各年度の「公文書綴」による。

	7年	8年	9年	11年
村長	3	3	16	17
役場	12	12	14	21
農会	19	24	16	7
出征軍人後援会長		4		
役場・農会	1			
代理助役	2			
青年会理事	3			
役場・軍人分会・青年会	1			
村長・軍人分会長			1	
高家村（小計）	41	43	47	45
耕地総代	3	6	1	19
青年会長	1	1		3
自警団				1
耕地			1	1
真々部耕地（小計）	4	7	2	25
梓村村長				1
中萱耕地総代		1	1	
上鳥羽耕地総代				1
左岸第一耕地整理組合	5	8	3	14
梓川農業水利会				2
水利組合連合会長				1
真鳥羽堰担当				4
北沢山林組合	1		2	2
個人A			1	
個人B			1	
その他（小計）	6	9	8	25
	51	59	57	95

各年度の「公文書綴」による。

つぎに、受信者あるいは受領者である。発信された公文書のなかに宛先すなわち受信者が記入されないものがあるので、年度ごとの発令者数と受信者数が一致しないことがある。その事由については今後の説明によるとする。

受信者数の年次動向は、発信者数のそれといくらかの数値の差異があるものの、きわめて類似したものである。それは耕地に集中しており、とくに耕地総代が各年度の総数の半数か、それ以上を受けている。7年と8年には耕地総代に次ぐものとして農事組合関係がある。しかし、上表が示すように、その多くに耕地総代が冠されている。ところが、11年にはそのほか耕地総代に次ぐものとなる(表20の2)。

表20の2 文書の受信者あるいは受領者
年度の「公文書綴」による。

	7年	8年	9年	11年
耕地総代	34	28	50	64
耕地総代・評議員 委員		1 5		9
真々部耕地(小計)	34	34	50	73
農事組合長		6		
養蚕実行組合長		3		
耕地総代・穀物改良組合長		1		
耕地総代・農事組合長	4	8	2	1
耕地総代・農会総代・農事組合長	5			
耕地総代・養蚕実行組合長	1	1		
評議員・耕地総代・養蚕実行組合長				1
宮堰関係者	1			
副会長・評議員・顧問		2		
農事組合関係(小計)	11	21	2	2
衛生副組合長		2		5
耕地総代・青年会・軍事班長	1			
学校長・軍人分会長・青年会長・熊倉消防組・耕地総代 相談役・役員	1	1		2
各位				2
村長・村役場	2		2	6
個人C			1	
その他(小計)	4	3	3	15
計	49	58	55	90

公文書を事項別に分類する。兵事は兵士の入営・除隊の送迎、軍服代贈呈、送

迎会員募集など。用水は梓川左岸耕地整理組合の諸事務、真鳥羽堰関係事務など。農事は農休み、季節労働賃金関連、野鼠駆除、稲作、俵装、穀物検査、養蚕指導など。衛生は結核予防、秋季および春季清潔法施行、種痘、トラホーム検診、日赤支部の薬剤提供など。政府資金は農村および中小商工業関係への資金融通。政府払下げ米はその情報と関係事務。土木はおもに耕地内の道路橋梁修繕関係。山林組合は入会山野の炭焼き、組合費など。公職選挙は衆議院議員選挙の粛正、案内など。その他は多岐にわたるが、11年の部落協議費調査が目される。

年度ごとの総数は7年から9年が51～56件であるが、11年は101件とほぼ二倍に増加する。そしておもに兵事、用水、農事などに集中するが、11年にはこれらの3項目に、衛生、政府払下げ米、その他などが加わる（表20の3）。

表20の3 文書の事項別分類

各年度の「公文書綴」による。

	昭和7年	8年	9年	11年
兵事	9	3	15	11
用水・耕地整理組合	8	9	5	35
農事	18	32	17	11
衛生	1	7	2	10
政府資金	1			
政府払下げ米	4		5	12
土木	5	1	4	
山林組合（入会）	1		3	3
公職選挙	2			4
その他	2	4	4	15
計	51	56	55	101

閲覧可能な文書から7年以前の状況は不明である。政府、県および各上位団体は、高家村とその下位団体を通じて、さまざまな事項（発令・情報）を耕地中心に流しており、7年以降、その量が増加し多岐にわたるのであった。

昭和11年度後半期の社会構成

表21 耕地の社会構成 昭和11年後半期

	協議費	地租割なし	地租割あり	用水費あり	用水費なし
戸数割あり	234	87	147	125	22
戸数割なし	12		12	7	5
耕地	246	87	159	132	27
入作	114		114	88	26
計	360	87	273	220	53

「昭和十一年度後半期 収納原簿 真々部耕地」による。

表22の1 賃貸価格階層別戸数

昭和11年末現在

単位：円	耕地	入作	計
～ 100	60	51	111
～ 200	39	31	70
～ 300	19	18	37
～ 400	14	3	17
～ 500	6	3	9
～ 600	7	1	8
～ 700	7	2	9
～ 800	3	1	4
～ 900	1		1
～ 1000	1		1
～ 2000	3	3	6
～ 4000		2	2
戸数計	160	115	275
総額：円	36358.69	27075.87	63434.56
平均	227.24	235.44	230.67
最大	1425.27	3164.48	3164.48
最小	0.85	0.09	0.09

表22の2 用水反別階層別戸数

昭和11年末現在

反	耕地	入作	計
～ 3.0	48	33	81
～ 5.0	18	28	46
～ 7.5	21	11	32
～ 10.0	14	10	24
～ 15.0	16	2	18
～ 20.0	6	2	8
～ 25.0	4		4
～ 30.0	1	2	3
～ 50.0		3	3
50.0～		1	1
戸数計	128	87	215
総反別	828.1	608.3	1436.4
平均	6.47	6.99	6.68
最大	26.1	87.3	87.3
最小	0.2	0.4	0.2

表21 の1と2 は「昭和十一年末現在 用水反別 賃貸価格 調査簿」による。

大正10年前半期の社会構成（表4）にならって昭和11年度後半期の社会構成を用意した（表21および表22の1と2）。耕地の協議費賦課は246戸と大正10年の257戸より11戸少ないが、賃貸価格割は159戸と大正10年の地租割155戸よりも4戸多い。そして賃貸価格割なしが87戸と大正10年の地租割なし102戸よりも15戸少ない。この15年間（1921～1936）の変化の一つが構成員の土地所有者率が60%強から65%弱と大きくなったことである。用水反別割も132戸と大正10年の128戸よりも4戸多い。昭和11年の協議費賦課戸数246戸の53.6%の対し、大正10年のそれが

257戸の49.8%である。

他方、耕地外入作の土地所有戸はどうか。昭和11年は114戸と大正10年の44戸の2.6倍弱の増加である。用水反別割も88戸と大正10年の34戸の2.6倍弱となる。そして用水反別は耕地82町8反1畝に対し入作60町8反3畝、耕地が総反別の58.5%に対し入作が41.5%である。他方、大正10年には耕地が116町1反8畝に対し入作が30町6反8畝、耕地が総反別の79.1%に対し入作が20.9%である。入作の用水反別（水田面積）がこの15年間に倍増した。同様の事は総地租と総賃貸価格においても見られた。

この推移の背景にはどのようなことがあったのか。一つには米価の暴落があったのではないかと。再言するが、村社真々部諏訪神社の歳入積算は大正10年の米糶1俵（5斗4升入）10円であったが、昭和5年の7円、同6年の4円50銭、同7年の5円50銭などとされていた。⁽⁶⁾ つぎに相当数の耕地所有戸が耕地外へ転住していること。第三に耕地整理事業や水利事業による反別割などの賦課によるのではないかと。地主層のなかには米価の暴落と公租公課（反別割を主とする）の増加により困窮したものがあつたのではなかったか。くわえて国の自作農創設維持政策が影響したかもしれない。表22の1と2に示された事象はそれらによるところが大きいと思われる。

まとめにかえて

まず、本稿が予定していた昭和9年および同11年の大事業のことである。第一次世界大戦、関東大震災、昭和恐慌などのもとで、とくに昭和2年の金本位制復帰以後の不況つづきから、満州事変、第一次上海事変ののち、景況がようやくいくらか好転し始めた折に真々部耕地が上記の大事業を営んだのである。これについては稿を改める所存である。

大略すれば、冒頭に掲げた「耕地は大正8年前半期に戸数割が本戸・半戸の区別なく一本化し、祭典戸数割が209戸に割付けられ、通常戸数割が220戸に割付けられることになる。昭和2年9月の耕地氏子集会で高家村村長と受持巡査両氏の提案と仲裁により、新たに11戸の祭典の参加を認め、祭典費と通常費が一本化した戸数割が定められる。さらに同6年度後半期には各戸への耕地費の賦課が戸数割・

飲水面割・地租割・用水反別割の4科目に整理され、昭和8年度の「歳計予算表」から歳入と歳出が区費・神社費・用水費の3科目から構成され、耕地費が年度ごとに予算・決算がなされる」のである。

つぎに、土地所有である。大正10年の地租と昭和11年の賃貸価格を同一のものとして比較することになる。なお、真々部耕地の各戸の土地所有が耕地地籍内に限定されているとして比較することになる。再言するが、大正10年（1921）には耕地の地租総額2794円04銭、うち耕地分が2234円20銭、入作分が559円84銭、前者が総額の79.9%であるのに対し、後者は20.0%であった。さて、昭和11年（1936）の賃貸価格総額は6万3434円56銭、耕地分3万6358円69銭、入作分2万7075円87銭、前者が総額の58.5%であるのに対し、後者は41.5%となった。

反別割による水田面積をみる。大正10年の総面積は146町3反8畝歩、うち耕地分が116町1反8畝歩、入作分が30町6反8畝歩、前者が総反別の79.1%であるのに対し、後者は20.9%であった。昭和11年の総面積は145町1反歩、耕地分が84町9反1畝歩、入作分が60町1反8畝歩、前者が総面積の58.5%であるのに対し、後者が41.5%となった。

2町歩以上の貸付地主層をみる。大正10年に耕地が18戸、最大が5町8反4畝歩弱、入作が3戸、最大が9町2反6畝歩強であった。昭和11年に耕地が5戸で最大が2町6反1畝歩、入作が6戸で最大が8町7反3畝歩であった。

用水反別割賦課戸数は、耕地では大正10年と昭和11年に同数の128戸であるが、入作は34戸から87戸へと倍増した。

大正10年から昭和11年のあいだに、真々部耕地は、入作の土地所有が増加して、耕地内に有力な地主・おやかた層の存在をみとめることが難しくなった。この状況が耕地の運営にどのように関わってくるのかは、遺された課題の一つであろう。

あとがき

本稿は「真々部区有文書」の閲覧を許された真々部区、とくに区長であった丸山忠志、吉原貞夫、田村浩の諸氏のご配慮に負うところがきわめて大きい。これらの諸氏および「真々部歴史同好会」の諸兄姉、会長の本山正、手塚真の両氏は貴重なご助言をいただいた。さらに、当地の「ハネオヤ」を勤めてくださった白

井国明ご夫妻がおられる。来住以来日浅い小生にとってどれほど強力な援護であったか、計り知れない。

末筆ではあるが、心から感謝したい。

注

- (1) 真々部区誌編纂委員会（2010）『真々部区誌』p.25。
- (2) 長野県（1989）『長野県史 通史編 第八巻 近代二』第3章、第6章、長野県（1989）『長野県史 通史編 第九巻 近代三』第1章から第4章。
- (3) 昭和9年および昭和11年の真々部区有文書による。
- (4) 村社真々部諏訪神社の各年度の歳入予算書による。
- (5) 『昭和貳年七月 決議録 諏訪神社』の「昭和貳年九月四日真々部耕地氏子集会」による（真々部区有文書）。
- (6) 長野県（1985）『長野県史 近代史料編 別巻 統計（二）』p.609、によると、市街地季節別物価 松本白米（うるち1石）12月には、大正13年43円60銭、昭和2年31円、5年17円20銭、6年17円70銭、7年23円20銭、8年21円50銭、9年29円20銭、10年30円40銭とある。

参考文献

- ・長野県（1989）『長野県史 通史編 第八巻 近代二』。
- ・長野県（1990）『長野県史 通史編 第九巻 近代三』。
- ・豊科町誌編纂委員会（1997）『豊科町誌 近現代編』。
- ・真々部区誌編纂委員会（2010）『真々部区誌』。
- ・中村隆英（1986）『岩波セミナーブック17 昭和経済史』岩波書店。
- ・クリストファー・ソーン著 市川洋一訳（1994）『満州事変とはなんであったのか』上・下草思社。
- ・黒崎八洲次良（2017）「「区有文書」からみた日露戦争前後の大字集落の生活（財政）について」『論集』150、25－45頁。
- ・黒崎八洲次良（2018）「「区有文書」からみた第一次世界大戦前後の耕地の生活（財政）について」『論集』154、59－89頁。